

## 【大臣免許から千葉県知事免許へ免許換え申請を行う場合】

注：令和6年5月25日以降のフロー

- ① 関東地方整備局へ「従たる事務所廃止の変更届出書」を郵送又は電子申請のいずれかで提出

※ 他に変更事項があれば、併せて変更届出書を提出



- ② 関東地方整備局から「変更届出書の副本表紙」が郵送される

※ 1. 申請時に、届出書副本の表紙コピーと返信用のレターパックが必要  
※ 2. 届出書の副本全ては郵送されてこないで、副本をコピーしたものを一式、申請者側で保管しておくこと



- ③ 千葉県庁へ免許申請書を提出



- ④ 千葉県庁で書類審査



- ⑤ 千葉県庁から申請者へ免許交付通知書が送付



- ⑥ 所属している協会へ、廃止する従たる営業所分の営業保証金分担返金手続を行う



- ⑦ 協会が届出書控えを交付



- ⑧ 届出書控えなどを持参して千葉県庁から免許証の交付を受ける



- ⑨ 免許証を受領後、千葉県知事免許業者として営業開始

### 《注 意 点》

- i. 大臣免許の有効期間満了間近の免許換え申請はお止め下さい。
- ii. ⑤の「免許交付通知」から、3ヶ月以内に⑧の「届出書提出」を行って下さい。  
3ヶ月を超えますと、免許取り消しを受ける可能性があります。
- iii. 主たる事務所、千葉県内に従たる事務所もあれば、それらの外観及び内部写真、案内図、平面図が必要になります。  
内部写真は、営業所の区分に関係なく「報酬額表」と大臣免許に基づいた「業者票」の設置状況も撮って下さい。
- iv. 免許証交付後、速やかに次の手続を行って下さい。
  - a. 「宅地建物取引業者票」にある免許番号を書き換えて下さい。
  - b. 宅地建物取引士の「資格登録簿」の勤務先免許番号の変更届を提出して下さい。  
この手続は、取引士証を発行した都道府県庁に対して行って下さい。